

あいち建築ガイド（仮称）出版等業務企画提案募集要領

以下のとおり、あいち建築ガイド（仮称）出版等業務に係る企画提案を募集します。

1 趣旨

建築の視点からまちの魅力を再発見する機会を提供するため、まちなかの歴史的な価値のある建築物やデザインに特徴のある建築物等を解説する「あいち建築ガイド（仮称）」を作成します。

あいちトリエンナーレ 2013 の開催に合わせて作成し、来場者に対し建築への興味を引き出すとともに、あいちトリエンナーレ 2013 終了後も引き続き全国各地で販売することにより、この地域の魅力的な建築物等について、継続的な情報発信を行っていきます。

2 業務内容

あいち建築ガイド（仮称）の編集・デザイン・印刷製本・出版業務

（原稿・写真等のデータはあいちトリエンナーレ実行委員会から提供します。詳細は別紙仕様書のとおり。）

3 契約期間

契約締結日から平成 25 年 7 月 31 日（水）まで

4 委託金額限度額

金 2,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内とします。

※1 本事業は平成 25 年度の予算成立を前提としていることから、今後予算不成立及び金額に大幅な差異が生じた場合は、別途協議します。

5 選定方法

本募集は、応募者の考え方や具体的な業務遂行に関する能力等を「提案」を通して評価し、受託者を選定するものです。したがって、実際の業務実施にあたっては、必ずしも当該受託者の提案どおりに実施するものではありません。

選考については、期限までに提出された企画提案書及び見積書により書面審査を行った上で、事業の遂行能力等を総合的に判断し、選定します。

6 応募資格

次のいずれにも該当することを条件とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (3) この募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等に係る指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) この募集要領公表日から受託候補者選定日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 建築物に関する書籍や雑誌の出版実績があり、全国的に販売を実施できること。

7 応募手続き

応募者は、以下の提出書類を作成し、持参又は郵送により提出してください。

(1) 提出書類

ア 企画提案参加申出書（様式1による） 1部

イ 企画提案書（様式2による） 6部

ウ 見積書 1部

※消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載してください。

エ 団体概要書（様式3による） 6部

(2) 提出期限

平成24年12月17日（月）午後5時30分まで（郵送の場合は必着のこと）

(3) 提出先

〒461-8525 名古屋市東区東桜1-13-2 愛知芸術文化センター6階
あいちトリエンナーレ実行委員会事務局（小田・辻本）
（愛知県県民生活部文化芸術課国際芸術祭推進室内）

電話 052-971-6127

ファクシミリ 052-971-6115

E-mail geijutsusai@pref.aichi.lg.jp

(4) 企画提案書の記載事項

ア あいち建築ガイド（仮称）を出版するにあたっての総合的な基本方針・アピールポイント

イ 販売計画

ウ 販売数増加に関する提案

エ 過去の実績

オ スタッフの体制・配置計画

8 企画提案に関する質疑

企画提案に関する質問については、質問票（様式4）により行ってください。

(1) 提出期限

平成24年12月7日（金）午後5時30分まで（必着）

(2) 提出先

7(3)に同じ

(3) 提出方法

ファクシミリ又は電子メールのいずれかをお願いします。なお、電話、来訪など口頭による質問はお受けできませんので、ご了承下さい。また、質問票送信後に、提出先へ電話連絡による着信確認を行ってください。

(4) 質問に対する回答

すべての質疑内容を12月11日（火）までにあいちトリエンナーレ実行委員会ホームページに掲載し、お知らせします。

9 提出書類に不備があった場合の取扱い

提出書類に不備があり、提出期限までに整備できない場合、当該応募は無効とします。なお、すでに提出された書類は返却しませんので、ご了承下さい。

10 審査及び委託先の決定

あいちトリエンナーレ 2013 芸術監督及びあいちトリエンナーレ実行委員会事務局関係者で構成する審査会において受託候補者 1 者を選定し、その者と契約内容を協議の上、委託契約を締結します。

なお、受託候補者との契約等に係る協議が不調に終わった場合、次順位の応募者と協議し契約を締結することとし、更に不調の場合は、次々順位の応募者と協議するなど、以降同様の取扱いとします。

11 審査結果の通知

審査結果については、審査終了後に書面で通知します。なお、審査経過・結果に関するお問い合わせには一切お答えできませんので、ご了承ください。

12 スケジュール

募集要領公表	平成 24 年 12 月 4 日 (火)
提案書提出期限	平成 24 年 12 月 17 日 (月) 午後 5 時 30 分
受託候補者選定、審査結果通知	平成 24 年 12 月下旬
契約締結・業務開始	平成 24 年 12 月下旬

13 その他

- (1) 応募に要する経費については、各応募者の負担とします。
- (2) 企画提案は、1 提案者につき 1 点とします。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は返却しません。
- (4) あいち建築ガイド(仮称)の著作権は、あいちトリエンナーレ実行委員会に帰属するものとし、受託者には出版権を設定するものとします。